

[受給資格]

日本国籍を有し、下記の家計基準、成績基準を満たす者。

[家計基準]

世帯人数	通学形態	給与所得(注1) < 収入金額 >	給与所得以外(注2) < 所得金額 >
3人	自宅	1,012万円以下	604万円以下
	自宅以外	1,059万円以下	651万円以下
4人	自宅	1,096万円以下	688万円以下
	自宅以外	1,143万円以下	735万円以下
5人	自宅	1,314万円以下	906万円以下
	自宅以外	1,408万円以下	1,000万円以下

(注1) 給与所得者：源泉徴収票の支払金額

(注2) 給与所得以外：確定申告書等の所得金額

[渡航支援金 32万円]

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」を支給します。国際戦略室に事前に要相談のこと。

(1) 渡航支援金の支給基準

ア. 家計基準 家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が次の金額である者。

世帯区分	所得基準
給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

注1) 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、次に指定する必要書類の提出により、上述の家計基準を満たすことを証明できる全派遣学生に渡航支援金を支給します。

注2) 本制度では、独立生計者と認定（書類により証明）できない場合には、家計支持者の扶養親族とみなします。

イ. 家計支持者の所得を証明する書類（申請年度の前年の所得金額）

①給与所得者	源泉徴収票の写し *源泉徴収票の「支払金額」欄を確認する
②給与所得以外	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し* 確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認する
③前年度中の所得がない場合	市町村役場発行の所得証明書（コピー可）
④独立生計者の場合 *独立生計者であることの証明を必ず確認してください。詳細は問合せください。	市町村役場発行の所得証明書（コピー可） *配偶者があるときには配偶者分も含む

注1) 家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

[成績基準]

在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数（以下の「成績評価係数の算出方法例」をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。）が3.0点満点で2.30以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表（パターン2）により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

成績評価					
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	D/F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$(「評価ポイント3の単位数」 \times 3) + (「評価ポイント2の単位数」 \times 2) + (「評価ポイント1の単位数」 \times 1) + (「評価ポイント0の単位数」 \times 0) / 総登録単位数$

(日本学生支援機構 2022年度海外留学支援制度(協定派遣)事務手続きの手引きより抜粋)